

議案第 18 号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 19 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の記録事項証明書交付手数料の項中「戸籍の記録事項証明書交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に、「又は」を「、第120条の2第1項又は」に、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表除籍の記録事項証明書交付手数料の項中「除籍の記録事項証明書交付手数料」を「除籍証明書交付手数料」に、「又は」を「、第120条の2第1項又は」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項の次に次の4項を加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
---------------------	--	-------------------------

	う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
届書等情報内容証明書交付手数料	戸籍法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき350円
届書等情報内容閲覧	戸籍法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したもの	届書等情報の内容を表示し

覧手数料	を閲覧に供する事務	たもの1件に つき350円
------	-----------	------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第18号資料

○白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）新旧対照表

改正案			現行		
(略)			(略)		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(略)			(略)		
戸籍証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定による戸籍証明書 の交付	(略)	戸籍の記録事項証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	(略)
除籍証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定による除籍証明書 の交付	(略)	除籍の記録事項証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	(略)
戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	(新設)		
除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円	(新設)		
届書等情	戸籍法第120条の6第1項の規定によ	1通につき	(新設)		

報内容証明 明書交付 手数料	る届書等情報の内容の証明書の交付	350円			
届書情報 報内容閲覧 手数料	戸籍法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円	(新設)		
(略)			(略)		